

空き家の管理・利活用等に係る普及啓発広報業務委託仕様書

この仕様書は、佐賀県が実施する「空き家の管理・利活用等に係る普及啓発広報業務」（以下「本事業」という。）に係る委託契約に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本事業の概要や仕様を明らかにし、具体的な指針を示すものである。

1 委託業務名

空き家の管理・利活用等に係る普及啓発広報業務委託

2 業務内容

人口減少や核家族化が進む中、空き家は年々増加しており、適切な管理が行われない結果として、倒壊や屋根・外壁の落下など防災性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせている。空き家が危険な状態となる前に、適切な管理や利活用、除却を行うことの重要性を広く県民に周知し、意識の醸成を図ることを目的として下記を実施すること。

(1) テレビCMの制作及び放送（※詳細については、受託者決定後に協議）

放送エリア：佐賀県全域

概要：15秒CMの制作および放送

（制作完了後、佐賀県で2次利用できることとする。）

放送期間：①令和6年12月28日～令和7年1月5日

②令和7年1月1日～令和7年3月31日

放送時間：①地上波 計25回程度（ただし毎日1回は必ず放送すること）

②地上波 朝及び夕方時間帯 6回程度/週

CMの内容：空き家を放置しないことの重要性を伝える動画とし、訴求ポイントは以下のとおり。

- ・メインターゲットは、空き家の所有者や相続の可能性がある50歳代以上
- ・空き家を管理せず、放置すると様々なリスクが生じること
- ・県民に空き家を放置しないことの重要性を認知してもらい、行動に移してもらえるような内容とすること

(2) その他の広報ツールによる空き家対策の普及啓発（※詳細については、受託者決定後に協議）

概要：テレビCM以外の方法で空き家対策に関する広報を実施

広報内容：空き家を放置しないことの重要性や利活用に関する情報など、管理されていない空き家の増加抑制につながる内容とし、訴求ポイントは以下のとおり。

- ・メインターゲットは空き家の所有者や相続する可能性のある50歳代以上
- ・テレビ、雑誌、Webメディア、ソーシャルメディアなど媒体は問わない。
- ・当初新聞記事掲載や住宅情報誌・フリーペーパーへの広告掲載を想定していたもの
- ・空き家の管理と利活用に関してそれぞれ広報を実施すること。
- ・空き家の利活用に関しては、建物状況調査制度に関する普及啓発を含めること。

[参考] 県が行った空き家対策に関する広報の実績

- ・空き家対策全般

住生活月間に合わせた新聞記事掲載

空き家本の作成、配布（累計10,500部）

（配布先：市町空き家対策窓口、市町自治会、終活セミナー等）

- ・建物状況調査制度周知

ポスター作成・配布（配布先：市町空き家対策窓口、県内の不動産業者）

リーフレット作成・配布（配布先：市町空き家対策窓口、固定資産税通知同封）

広告掲載（掲載先：新聞、住宅情報誌、フリーペーパー）

(3) 空き家本の改訂及び印刷・配布（※詳細については、受託者決定後に協議）

業務内容：以下の①～③について改訂を行い、印刷・配布を行う。

①法改正（民法・不動産登記法・空家特措法）に伴う文言・図の修正

②相談窓口・問い合わせ先等の修正

③建物状況調査（インスペクション）に関する情報の追加

印刷部数：6,500部（うち約1,500部は県保管）

配布先：県内の空き家の所有者や相続する可能性のある者、不動産業者、県内20市町の空き家対策部局など

作成期限：令和6年12月27日

配布期限：令和7年3月14日

その他留意事項：

・現在発行している空き家本の内容については県ホームページ

「～どうしよう！うちが空き家に！？～ 佐賀県空き家の手引きを発行しました」

(URL:https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00367760/index.html)を参照すること。

・既存のデータ（PDF、AIデータ、挿入画像PSDデータ）については貸し出しを行う。

3 委託期間

委託締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務終了後の提出物および提出期限

(1) 提出物

- ① 業務完了報告書（様式任意）
- ② 広報等が掲載された原本
- ③ 放送確認書 1部
- ④ 放送用CMデータ（DVD及びMP4データ）
- ⑤ 空き家本（県保管分）
- ⑥ 空き家本の電子データ（PDF及びAIデータ、挿入画像PSDデータ）
- ⑦ その他必要書類及びデータ

(2) 提出期限

令和7年3月31日

5 委託にあたっての留意事項

- ① プレゼンテーションを行うために用意されたイメージ画像等の作成に係る費用は提案者の負担とする。
- ② 作成にあたり、第三者（本県及び受託業者以外者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。また、制作するテレビコマーシャルは、令和7年度以降も継続して活用することを想定しているため、タレント等の肖像権（パブリシティ権）が発生しないものとする。
- ③ 受託者が制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（この委託業務を通じて制作者が新たに作成したデータやイラスト、文章、写真、映像、音声、キャラクター、編集物なども含む）は県に帰属するものとする。県に著作権が帰属するこれらの素材について、県はホームページやYouTube、イベントなど住宅政策の広報業務に使用する際に無償で二次利用できるものとし、受託者はそれを妨げないものとする。
- ④ 制作者は県及び県の指定する者に対して、住宅政策の広報業務に使用する際に著作人格者権を行使しないものとするを原則とする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

- ⑤ 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

6 その他

(1) 委託業務の内容

委託業務の内容については、最終的に、県と受託者が協議を行い、決定する。

(2) 業務の遂行及び秘密の保持

業務の遂行にあたっては、県と随時打合せをして行うこととする。また、業務の遂行にあたって知り得た情報を部外者に漏らさないこと。

(3) 議事録作成

業務において打合せを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出する。

(4) 仕様書に定めなき事項

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上、これを定めるものとする。